

議第 1 号議案

新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和6年2月28日提出

提出者	新座市議会議員	助川	昇
賛成者	//	鈴木	芳宗
	//	池田	貞雄
	//	白井	忠雄
	//	高邑	朋矢
	//	石島	陽子

提 案 理 由

議会運営委員会の委員の定数を変更したいので、この案を提出するものである。

## 新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

新座市議会委員会条例（昭和52年新座市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(議会運営委員会の設置) 第4条 [略] 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>7人</u> とする。 3 [略]	(議会運営委員会の設置) 第4条 [略] 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>6人</u> とする。 3 [略]

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。